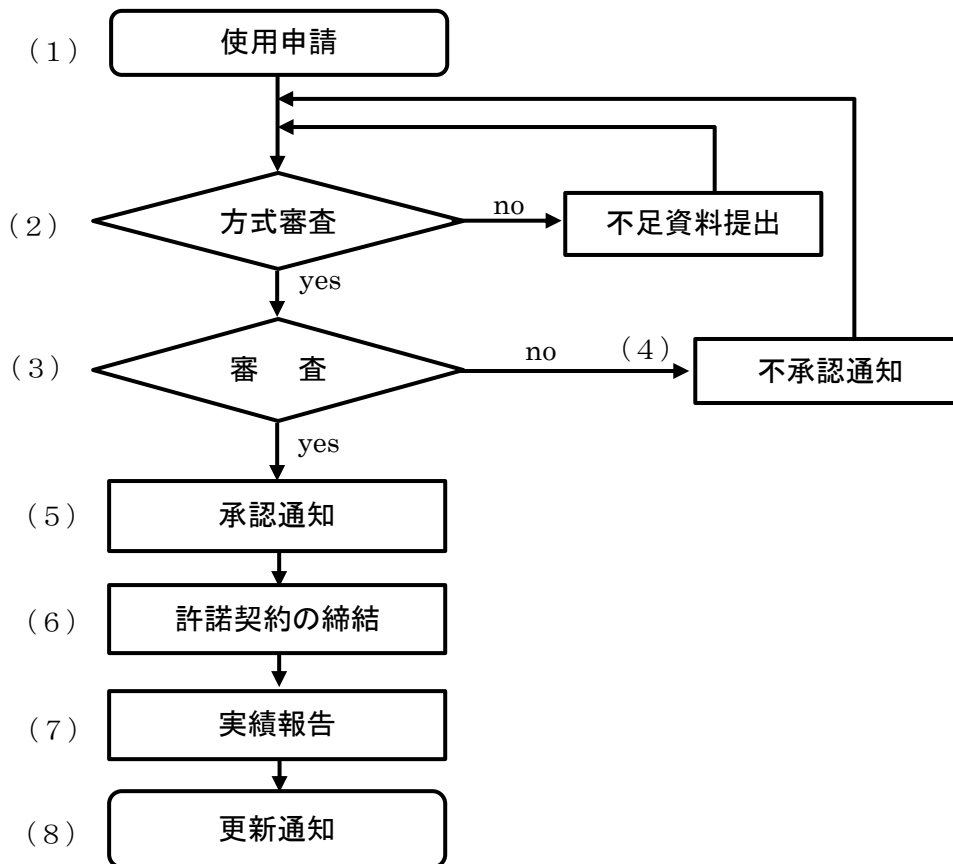


小田原十郎梅ロゴマーク使用承認を取るための手続き



(1) 使用申請

小田原十郎梅ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）と書類等を添付の上、協議会事務局（小田原市農政課）へ提出する。

(2) 方式審査

小田原市農政課へ提出された出願書類は、所定の書式で必要書類が添付されているかチェックを受ける。書類が整っていない、必要項目が記載されていない等の場合は、不足書類の提出を求める。

(3) 審査

協議会にて、申請された商品が承認すべき条件を満たしているか否かの審査を行う。

(4) 不承認通知

承認の要件を満たさないものは小田原十郎梅ロゴマーク使用（変更）不承認通知書（様式第3号）が送付される。再度承認を目指す場合は、同通知に示されている理由部分の条件を満たすよう再度申請を行う。

(5) 承認通知

承認の要件を満たすものは、申請者に対して小田原十郎梅ロゴマーク使用承認書（様式第2号）が交付される。

(6) 許諾契約の締結

承認を受けた事業者は、かながわ西湘農業協同組合と商標登録第5607242号に係る通常使用権許諾契約を交わす。

(7) 実績報告

協議会の使用承認を受けてロゴマークの表示を行った場合は、小田原十郎梅ロゴマーク使用実績報告書（様式第7号）により有効期間満了日の1月前から有効期間満了日までの期間に報告する。

(8) 更新通知

協議会は、実績報告を適当と認め、承認を更新する場合には、小田原十郎梅ロゴマーク承認更新通知書（様式第6号）によりロゴマーク使用者に通知する。